

<input type="checkbox"/> 非水洗、簡易水洗トイレ ※くみ取り券の廃止・払戻し・人数変更の手続	・本人確認書類（運転免許証等） ・くみとり券	清掃業務課（清掃事業所） TEL (0565)71-3003	全支所 市民課
<input type="checkbox"/> 古瀬間墓園利用許可申請事項の変更 (古瀬間墓園に利用権のある方)	・住所履歴の分かる住民票又は戸籍の附票（コピー可）	やすらぎ福祉総務課 TEL (0565)34-6706	

（清掃業務課：豊田市渡刈町大明神39-3）

◆子育て（豊田市で制度を受けていた方）

内 容	必 要 書 類 等	窓 口	
<input type="checkbox"/> 児童手当 ※豊田市での手続に加え、転出先市町村へも直ちに請求手続が必要です。遅れると、手当を受給できない月が発生することがあります。	・本人確認書類（運転免許証等）	おやこ応援課（東庁舎2階） TEL (0565)34-6966 インターネット（あいち電子申請システム）からも申請可能です 詳細はこちらで参照できます（豊田市ホームページ） 	全支所 市民課
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当・愛知県遺児手当・豊田市ひとり親家庭等支援手当 <input type="checkbox"/> 母子・父子家庭医療費受給者証	右記窓口でおたずねください	おやこ応援課（東庁舎2階） TEL (0565)34-6966	足助等

◆その他

内 容	窓 口
<input type="checkbox"/> こども園の退園	各こども園
<input type="checkbox"/> 小学校、中学校の転校（在学証明書の発行）	各小学校、中学校
<input type="checkbox"/> 自治区の異動	各区長
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車（耕運機、トラクター等）の住所・標識の変更	転出先の市町村の軽自動車税係
<input type="checkbox"/> 普通自動車、125ccを超えるオートバイの住所・標識の変更手続	転出先管轄の運輸支局
<input type="checkbox"/> 軽自動車、軽三輪の住所・標識の変更手続	転出先管轄の軽自動車検査協会
<input type="checkbox"/> 豊田市ファミリーシップ宣言に関すること	ジェンダー平等推進センター（豊田産業文化センター2階） TEL (0565)31-7780

*窓口についての説明

全支所…豊田市内にあるすべての支所・出張所で手続できます

足助等…足助支所・旭支所・稻武支所・小原支所・下山支所・藤岡支所で手続できます

市民課…市民課（豊田市役所南庁舎1階）で手続できます

◎問合せ

豊田市役所	電 話：(0565) 31-1212 FAX：(0565) 33-2221 ホームページ https://www.city.toyota.aichi.jp
開庁日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日	

転 出 さ れ る 方 へ

新住所に「**住み始めた日から14日以内**」に転入先の市区町村へ「**転入届**」をしてください

◆ 転入届に必要なもの

<input type="checkbox"/> 転出証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認できるもの（運転免許証・パスポート等）
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書（みなしカードを含む）
<input type="checkbox"/> 特例の転出（マイナンバーカードを使った転出）をされた方は、必ずカードを窓口にお持ちになって転入の届出を行ってください。	

*代理人により転入届をされる場合に必要な持ち物は、転入先の役所・役場に直接お問い合わせください

*転入後の各種助成・手当等の手続については、転入先の役所・役場に直接お問い合わせください

*市役所以外の手続（郵便物・運転免許証等）は、ご自分で関係機関に住所変更の届出をしてください

マイナンバーカードをお持ちの方へ

問合せ先 市民課 マイナンバーカードコールセンター TEL (0570)083-130

●転入届の際は必ず**マイナンバーカード**をお持ちになって、**継続利用の手続**をしてください。

▪マイナンバーカードは、転出予定日から30日又は新しい住所に住み始めた日から14日を過ぎても転入の届出を行わなかった場合、**廃止**となり回収させていただくことになります。（マイナンバーカードを再交付するには、再交付申請の手続及び手数料が発生しますのでご注意ください）

▪継続利用の手続は、マイナンバーカードの所有者本人、又は同一世帯員の方ができます。ただし、マイナンバーカード発行時に設定した暗証番号の入力が必要です。継続利用の手続に必要なものは転入先の役所・役場にてお確かめください。

●コンビニ証明書発行機能が使用できなくなります。

▪転出届を出された後は、コンビニでの証明書発行機能が使用できなくなります。豊田市の各種証明書を取得されたい場合は市民課窓口（支所・出張所及び駅西口サービスセンターも含む）へお越しください。

印鑑登録をされている方へ

問合せ先 市民課 印鑑担当 TEL (0565)34-6733

▪豊田市で印鑑証明書の発行ができるのは、**転出予定日の前日**までです。印鑑証明書が必要な場合は、印鑑登録証、窓口に来られる方の本人確認書類、転出証明書をご持参ください。

▪豊田市の印鑑登録は転出日で**廃止**となります。転出日が届出日以前の場合は、印鑑登録証は返却してください。転出日以降に印鑑証明書が必要な方は、転入先で改めて印鑑登録をしてください。

国民健康保険に加入されている方へ

問合せ先 国保年金課 TEL (0565)34-6637

●豊田市国民健康保険の資格があるのは、転入する市区町村の転入日前日までです。

- ・転入する市区町村の転入日以降に医療機関等を受診されると、豊田市が負担した医療費用を返還していただくことになります。
- ・転出届の際に保険証等を返納されなかった方は、届出時にお渡しした封筒で返却してください。
- ・転入する市区町村への転入日に合わせて、豊田市国民健康保険の資格喪失日を調整します。

後期高齢者医療に加入されている方へ（愛知県外へ転出する方のみ該当）

問合せ先 福祉医療課 TEL (0565)34-6959

●愛知県後期高齢者医療広域連合が発行する資格確認書等が使用できるのは、転入する市区町村の転入日前日までです。

- ・転入する市区町村の転入日以降に、医療機関等で愛知県後期高齢者医療広域連合が発行する資格確認書等を使用されると、後日、愛知県後期高齢者医療広域連合が負担した医療費用を返還していただくことになります。
 - ・転出届の際に資格確認書等を返納されなかった方は、届出時にお渡しした封筒で返却してください。
- ※愛知県内の市町村へ転出される方は手続不要です。

医療費受給者証をお持ちの方へ

問合せ先 福祉医療課 TEL (0565)34-6743

●豊田市の医療費受給者証（子ども医療費受給者証等）は、転出されると使用できません。

- ・転出してから医療機関等で豊田市の医療費受給者証を使用されると、後日、豊田市が負担した医療費用を返還していただくことになります。
 - ・転出届の際に豊田市の医療費受給者証を返納されなかった方は、届出時にお渡しした封筒で返却してください。
- ※再度、豊田市に転入しても、お持ちの受給者証は再使用できません。

健康診査・がん検診受診券、予防接種券をお持ちの方へ

問合せ先 （健康診査・がん検診受診券について） 健康政策課 TEL (0565)34-6956

（予防接種券について） 感染症予防課 TEL (0565)34-6180

●豊田市の健康診査・がん検診受診券、予防接種券は、転出されると使用できません。

- ・転出してから豊田市の健康診査・がん検診受診券及び予防接種券を使用されると、豊田市が負担した健診・がん検診及び予防接種の費用を返還していただくことになります。

妊娠婦・乳児健康診査受診票をお持ちの方へ

問合せ先 おやこ応援課 TEL (0565)34-6636

●豊田市妊娠婦・乳児健康診査受診票は、転出されると使用できません。

- ・転出してから豊田市の受診票を使用されると、医療機関に健診費用をお支払していただくことになります。
- ・使用していない受診票があれば転出先の市区町村で交換してください。

以下の案内も参考にしていただき、該当するものを各窓口で手続してください

一部の手続は支所・出張所でも行えます（内容により担当課で直接手続する場合があります）

豊田市公式LINEアカウントからできる申請や予約の手続きもあります。

詳しくは情報戦略課 TEL (0565) 34-6946 にお問い合わせください。



二レ 豊
次 I 市
元 N 公
コ E 式
トへ式
ドの

◆保険・医療（豊田市で制度を受けていた方）

内 容	必 要 書 類 等	窓 口
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証	・各医療費受給者証	福祉医療課（東庁舎1階） ○医療費受給者証 TEL (0565)34-6743
<input type="checkbox"/> 障がい者（心身・精神）医療費受給者証		○後期高齢者医療 TEL (0565)34-6959
<input type="checkbox"/> 福祉給付金受給者証		足助等
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度 (愛知県外へ転出される方)	・被保険者資格確認書	全支所
<input type="checkbox"/> 介護保険の要介護・要支援認定 (豊田市で認定を受けている方)		介護保険課（東庁舎1階） ○認定について TEL (0565)34-6911
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 (市外の介護施設に転出される方)	右記窓口でおたずねください	全支所 ○保険料について TEL (0565)34-6634
<input type="checkbox"/> 特定医療費受給者証(指定難病) (愛知県外、名古屋市へ転出される方)		特定医療費専用窓口 (東庁舎4階) TEL (0565)34-6059
<input type="checkbox"/> 特定疾患医療給付事業受給者票 (愛知県外、名古屋市へ転出される方)	・受給者票又は受給者証	保健支援課（東庁舎4階） TEL (0565)34-6855
<input type="checkbox"/> 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者 (愛知県外へ転出される方)		—
<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証		—
<input type="checkbox"/> B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票		感染症予防課（東庁舎4階） TEL (0565)34-6180
<input type="checkbox"/> 肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業参加者証 (いずれも愛知県外へ転出される方)	・受給者票又は参加者証	—

◆障がい者福祉（豊田市で制度を受けていた方）

内 容	必 要 書 類 等	窓 口
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳	・各手帳	足助等
<input type="checkbox"/> 療育手帳	・本人のマイナンバーが分かるもの	
<input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳		障がい福祉課（東庁舎1階） TEL (0565)34-6751
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当	・本人確認書類（運転免許証等）	
<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービスの受給者証	・受給者証	
<input type="checkbox"/> 障がい児通所サービスの受給者証		—

◆生活

内 容	必 要 書 類 等	窓 口
<input type="checkbox"/> 水道を使用している方（使用中止） ※使用中止3営業日前までにご連絡ください 中止日の翌月に最終精算分の請求があります。	《インターネットからも手続できます！》 	上下水道局料金課 (西庁舎1階) TEL (0565)34-6654